

令和3年度 田原小中学校いじめ防止基本方針

学校番号 418 507

学校名 田原小中学校

学校長 松田 由美

1 いじめに対する考え方

(1) いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

(2) いじめに対する理解について

「いじめ」は、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

「いじめ」は、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われ、いじめられた児童生徒自身も「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合があり、児童生徒の様子を注意深く見守る必要がある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめの認知についての考え方について

ア. いじめの認知について

「いじめ」の認知件数は社会の関心が下がるとともに低下してしまう傾向が見受けられることから、本校では常に全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童生徒はいない。」という基本認識にたち、いじめの積極的認知を行う。

イ. いじめの判断について

「いじめ」の判断について、5つのポイントをあげる。

- ① いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- ② 表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。
- ③ いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ④ 被害者の救済を最優先するために、被害感情を重視する定義とした法の趣旨を踏まえ、いじめられた児童生徒の感じる被害感情に着目して見極める。
- ⑤ いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

(4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

また、児童生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。そのためにも、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

なお、「いじめ」防止のための基本姿勢として、5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む9年間を見通した教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止について

ア. いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

あいさつ運動を軸にし、元気で明るい学校、そしていじめゼロを目指した児童生徒会活動を推進する。また、「ストップいじめ なら子どもサミット」や「いじめ防止標語コンテスト」など、いじめ防止に関する啓発活動に積極的に参加する。

イ. 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、下の教育活動を推進する。

- ・ブロック活動での異学年交流の充実
- ・児童生徒の自発的な活動を支える児童生徒会・委員会活動の充実
- ・児童生徒が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

言葉の集会などでソーシャルスキルトレーニングを取り入れる。自分と他者では思いや考えが違うこと、他者から認められる自分が存在することなどを感じさせ、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送りやすくする。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動の充実

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる力の育成と、相互交流

の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童生徒会活動、ブロック活動や縦割り班活動（木っくりん他）、生活科や総合「なら」等における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

⑤ 情報モラル教育の充実

スマートフォン・携帯電話等の情報機器の使用に関して、いじめ等につながる問題事象を防止するための情報モラル教育を推進する。

ウ. 特に配慮が必要な児童生徒への対応について

学校として、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

(2) いじめの早期発見について

「いじめ」の早期発見について、5つのポイントをあげる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② 様子がおかしいと感じた児童生徒がいる場合には、小学校・中学校部会やブロック会議、職員会議等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童生徒を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童生徒から悩み等を聞き問題の早期解決を図り、内容によってはスクールカウンセラー（以下、「SC」という）の活用や校内ケース会議へとつなげていく。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」「ストレスチェック」などを年に複数回行い、児童生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤ 教職員や保護者、地域住民等、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。そのための研修等を開催し、「いじめ防止対策推進法」などの啓発の機会を設ける。

(3) 迅速な対応について

ア. いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

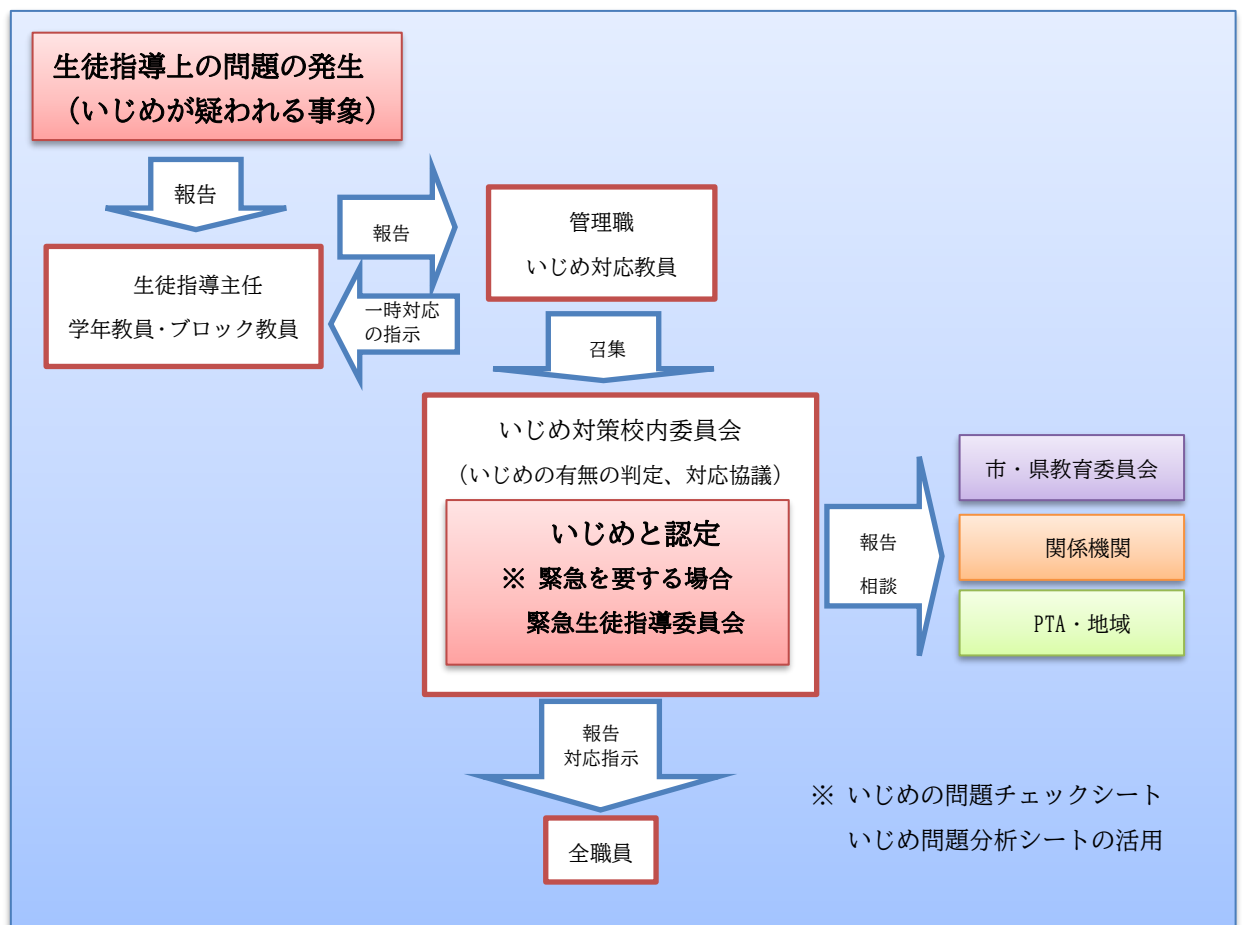
- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童生徒たちにも、いじめているのと同様であるということ指導する。

- ④ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、SCや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ⑥ いじめに当たると判断した場合であっても、いじめには様々な態様があることから、いじめ行為をめぐる状況等を考慮した上で適切な指導を行うべきものであり、常にすべてに対して厳しい指導を要するとは限らない。

イ. 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携を普段以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、24時間電話相談「ストップいじめ ならダイヤル」等のいじめ問題などの相談窓口の利用を検討する。

*いじめ事象に対する対応図

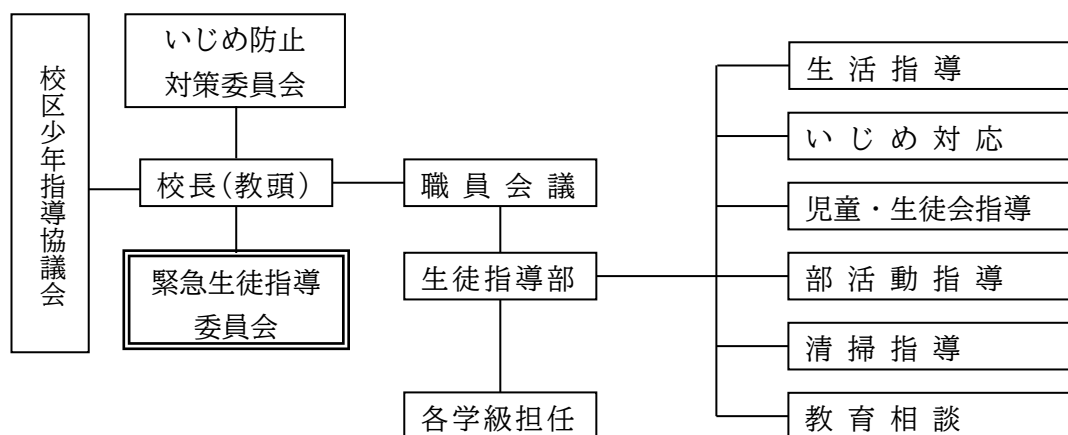


(4) 組織及び体制について

①いじめ対策校内委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「管理職、いじめ対応教員、小中学生指導主任、特別支援コーディネーター、教育相談コーディネーター、小中養護教諭、学級担任、SC」によるいじめ防止対策委員会を設置する。当委員会は、毎月（原則第1水曜日）に実施する他、その都度必要に応じて開催する。

②生徒指導体制



③教育相談体制

- ・教育相談コーディネーターは特別支援コーディネーター、生徒指導主任、養護教諭、SC と、常に情報交換を密にし、児童生徒一人ひとりの実態把握に努める。
- ・支援が必要な児童生徒については、特別支援教育推進委員会を中心に個々の問題に応じた適切な助言や支援について、連携を行い、自己実現を援助する。
- ・養護教諭が中心となり、SC との連絡及び情報交換を行う。
- ・SC の校内での位置づけを明確にし、効果的な活用・充実を図る。
- ・生徒理解、カウンセリングスキル向上のために研修や啓発を推進する。
- ・養護教諭を中心に「ヘルスダイアリー」を毎日、「ストレスチェック」を年2回（6月、11月）行い、心の健康の確認や増進に向けての取組を実践する。
- ・教育相談週間を毎学期1回実施し、担任による二者面談を行う。

④外部機関及び地域との連携

学校が中心となり、保護者組織や地域の関係団体等といじめの問題について協議し、連携した対策を推進する。また、協同するための体制を構築する。「地域の子どもは地域の垣根で守る」という意識のもと、学校と地域の関係団体や保護者組織が連携して、いじめを社会全体でなくすように努める。

また、学校がいじめを把握した場合、学校のみで抱え込まず、速やかに教育委員会に報告し、内容に応じて、関係機関（警察、中央子ども家庭相談センター、子育て相談課、医療機関等）と適切に連携を図る。

⑤校内研修

月1回の全教職員で問題傾向を有する児童生徒について、現状や指導に関する情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

年度始めや年度末には、全教職員参加で全児童生徒対象の研修を開催し、学習生活状況や家庭との連携の状況など様々な角度からの交流を行う。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態について（重大事態とは）

①「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

※いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

②「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされる場合

不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処の方法について

ア. 重大事態の報告

学校は重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態の発生について報告する。

イ. 家庭や地域、関係機関と連携した「緊急生徒指導委員会」を組織する

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ防止対策委員会を開くなど支援体制をつくり、対処する。また、状況によっては「校長、教頭、小中生徒指導主任、いじめ対応教員、育友会会長、田原駐在所所員、民生委員、田原小中学校運営協議会会長、少年指導協議会会長」による家庭や地域、関係機関が連携した緊急生徒指導委員会を開催し、敏速な対応を行う。

ウ. 事実関係を明確にするための調査の実施

調査に当たり、「いつ頃から、誰によっていじめ行為が始まったか、そのいじめがどのように展開・拡大されていったか、その背景にはどのようなことがあるか、どういう人間関係上の問題があったか、対応のどこに問題があったか」などを可能な限り網羅的に明らかにする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関との連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。学校は、附属機関などに対して積極的に資料を提供するとともに、調査の結果を重んじ、再発防止に取り組む。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

※いじめられた児童生徒や情報提供をしてくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査になるように配慮する。

- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行う。
- ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援等を行う。

② いじめられた児童生徒への聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などの調査を行う。

(3) 調査結果の提供及び報告について

ア. 調査結果の提供

- ・学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、必要な情報を提供する責任を有する。
- ・通報した児童生徒の人権や個人情報を守ることに留意する。
- ・情報提供にあたっては、適時適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

イ. 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、当該の児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。